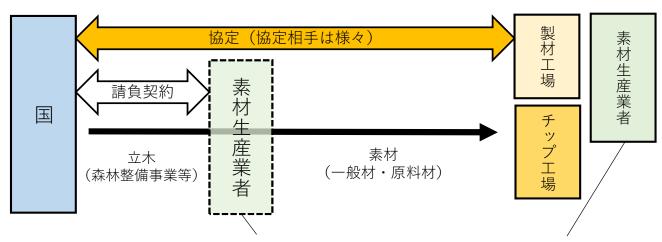
~事業者の皆様へ~

国有林材の安定供給システム販売について

システム販売に係る企画競争の参加要件を緩和しました

1.改正内容

・システム販売の対象となる素材を生産する請負事業体が、自らが生産する物件の企画競争に参加できるよう、要件を緩和しました。



◆<u>これまで、自らが生産する物件の企画競争に参加できません</u>でしたが、要件緩和により参加可能となります。

2.留意点

- ・数量確定は、国もしくは第三者が行うものとしますが、計測機等が適正な 性能を有した機械であると認められる場合は、申請者が保有する計測機等 の使用も可能です。
- ・申請にあたっては、林産物売払いの一般競争参加資格を有していること等 の各種要件を満たす必要があります。

<参考>

安定供給システム販売とは

- ○国の発注する森林整備事業等で発生した丸太を直接、製材工場や 原木市場等と協定を締結して販売するものです。
- ○審査基準(公告時に公表)に基づき、企画提案書の評価・価格点及び取組評価点の採点を行ったうえ、協定を締結することが適当と認められる者を選定する企画競争方式で行います。

お知らせメール

○システム販売公告を通知する「お知らせメール」を実施しています。申込書に必要事項を入力の上、メールにて申し込み下さい。



お知らせメール申込ペー

https://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/nyusatu/mail_haisin_system.html